

南相馬市 地域猫活動ガイドライン

～ 人と猫が共生できる地域社会を目指して ～



発行 令和4年8月 南相馬市 生活環境課

改訂 令和5年4月 南相馬市 環境政策課

(機構改革により生活環境課から環境政策課に変更)

目次

1	はじめに	1
2	基本的な考え方	3
3	地域の飼い主のいない猫（野良猫）で困っていませんか？	4
4	地域ので被害を減らしましょう！	5
5	地域猫活動は、地域猫活動団体・地域住民・行政の三者協働で	6
6	地域猫として野良猫の管理	7
7	地域猫活動の流れ	8
8	野良猫の被害に困っている場合の対処	10
9	飼い猫の適正飼育	10
10	豆辞典：猫の本能・習性	12

1 はじめに

「人と猫が共生できる地域社会」を目指して

猫は、「動物の愛護及び管理に関する法律」により保護されています。法律により、みだりに殺傷、虐待、遺棄することは禁止されており、人との共生を図るべき存在です。

このような中、市には、野良猫による生活環境の侵害に関する相談・苦情が寄せられています。

- 敷地内に猫が入ってきてフン尿をされた。
- 敷地内で子猫を産んだ。
- 車の上に乗って傷つける。
- 発情期の鳴き声、ケンカによる騒音がうるさい。
- ゴミをあさる。
- 野良猫にエサをやっている人がいる。

野良猫に関する問題の要因には、無責任に猫を捨てる人、外飼いする人、かわいいといって野良猫に無責任にエサを与える人がいることにあります。

特に野良猫に置きエサをするとハエや臭気が発生し、不衛生な状態となって、周辺地域から猫だけでなく、他の動物を集めることとなります。

また、無責任にエサを与えることは、フン尿被害も広がり、地域の環境を悪化させてしまう無責任な迷惑行為と考えられています。

本市では、このような問題を全国的にも注目されている「地域猫活動」で解決を図ることを推進してまいります。

人と猫との共生のあり方は、「地域猫活動」を通して、「野良猫」を地域から排除するのではなく、地域の生活環境問題としてとらえ、地域住民が主体となり、野良猫に不妊・去勢手術を行うことで繁殖を防ぎ、活動ルールに基づき給餌、排せつ物の処理及び周辺の清掃等の管理を継続的に行い、地域の生活環境改善を図っていくことです。

そして、少しずつ野良猫の数を減らしながら将来的に野良猫をゼロにしていき、野良猫による被害及び住民間のトラブルを減らすことが目的でもあります。

本ガイドラインは、「地域猫活動」の適切な運用を図るため、基本となる事項、方向性及び考え方を示したものです。人と猫が共生できる地域社会となるための参考として役立てていただくことを期待します。

「定義」

このガイドラインで使用する言葉の定義づけをします。

(1)人との関わり方によって、猫を以下のとおり分類します。

① 飼い猫

飼い主が明確であり、飼い主からエサをもらい飼育、管理されている猫。

② 野良猫

人に直接的に飼育されておらず、人が居住若しくは管理する家屋等を主な居住場所としていない猫。人から給餌を受けている場合もありますが、繁殖制限をしていないため増えてしまったり、ゴミあさりやフン尿被害など地域の生活環境に支障をきたしたり、地域と共存ができていない猫。

③ 地域猫

野良猫のうち、地域が管理する猫として地域猫活動団体によって繁殖やフン尿、エサやり等について適切に管理され、地域との共存が図られている猫。

(2)「地域猫活動」について

① 地域猫活動

地域猫活動とは、地域に住みつく「野良猫」をその地域に住む人などが、地域の理解と協力のもとに、「野良猫」をこれ以上増やさず、今いる猫がその命を全うするまで地域で適切に管理していく活動のことです。

地域猫活動団体（ボランティアを含む）、行政区などの地域住民、行政が協働して取組む活動です。



2 基本的な考え方

「地域猫活動」の基本的な考え方は、猫が好きではない人や猫をはじめ動物を飼養していない人の立場を尊重し、地域の理解と協力を得ていくところにあります。

(1) 猫を排除するのではなく、命あるものとして取組むものであること

生まれた以上、その命を全うする権利は人間だけでなく猫にもあります。猫をむやみに処分したり、処分する目的で捕獲したりすることはできません。

「動物の愛護及び管理に関する法律」(第44条)

(2) 野良猫の数を減らしていくために取組むものであること

猫のフン尿などでお困りの方、今現在野良猫対策に取り組んでいる方、そして行政の願いは共通しているのではないのでしょうか？

それは、「野良猫」を「ゼロ」にし、この猫に起因する諸問題を解決したいということです。

(3) 猫の問題を地域の問題として、地域猫活動団体、地域住民、行政の三者の連携のもと、取組むものであること

特に「野良猫」の問題は多くの地域に影響を与えます。また、地域には猫の好きな人だけではなく、猫が苦手な人もいます。地域猫活動は人間と猫が快適に暮らせるまちをつくるための活動です。地域猫活動を行う団体、行政区、地域住民、行政などが一緒になって「野良猫」の問題を考え話し合ひましょう。

(4) 地域の飼い主が猫を適切に飼育していくことが前提となること

猫を飼うことは家族が増えることと同じです。生き物ですからその習性に従って行動し、生活をします。単に「かわいい」から、とだけで世話をしている生き物ではありません。猫を飼う人はそのことをよく認識することが大切です。

また、家族である猫を守るため、猫が苦手な方や猫アレルギーの方への配慮として、完全屋内飼養を目指してください。

環境省「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」

(5) 地域の実情に応じたルールをつくって取組むものであること

「野良猫」対策といってもさまざまな方法があります。地域の猫の数、周辺環境などにより、具体的方法を話し合ったうえで決定します。その地域の実情に応じた手法を見つけ、具体的な役割分担や実施のルールを決めて進めましょう。

【猫を飼う場合】

猫の飼育は、猫の生態及び習性等の猫に対する正しい理解と、飼育に対する社会的責任（マナー・モラル）を自覚し、適正に管理することで、猫の存在が広く地域住民に受け入れられるように心がけることが大切です。

そのための猫の飼い主の役割、マナーは、本ガイドライン 10 ページの「9 飼い猫の適正飼育」に記載のとおりです。

【野良猫の場合】

野良猫に対しては、不妊・去勢手術を行なうことで繁殖を防ぎ、エサを与える場所と時間を限定し、猫が食べ終わったら片付ける（置きエサをしない）、フン尿の後片付けをするなど、地域でルールを定め、適正に管理する「地域猫」として、その生涯を見守ることで野良猫の減少を図ります。

3 地域の飼い主のいない猫（野良猫）で困っていませんか？

・なんとかならないの？

・野良猫は市が対応すべきでは？

動物の収容は、市ではなく、県の動物愛護センターが行っています。

しかし、飼い猫を自由に外に出している飼い主も多く、外にいる猫は、飼い猫であるのか「野良猫」であるのかすぐには判断がつかないため、動物愛護センターでは原則として、捕獲・収容していません。

・エサやりをしなければ猫は減る？

エサやりを止めても、猫は動物ですから、おとなしく飢え死にはしません。

エサやりを急に止めると、飢えて生ごみに殺到します。また、わずかなエサをめぐるケンカが絶えなくなります。

最終的には、近接地域に移動しますが、地域間で迷惑動物を押し付けあっているだけで、問題の解決になりません。もちろん、移動先で繁殖し続けます。

では、どうすればいいのでしょうか？



4 地域力で被害を減らしましょう！

たくさんの猫がいる地域では、個人力では解決が困難な状態となっています。しかし、地域で力を合わせて対策をすれば、着実に「野良猫」の数は減少します。

(1) これ以上「野良猫」が生まれないようにしましょう！

地域の猫を調査して、すべての「野良猫」に不妊・去勢手術を施し、新たな繁殖を防ぎます。

外で暮らす猫は生活環境が厳しく、寿命は4～5年とされています（一般的な飼い猫の寿命は15年程度）ので、全頭手術が終わると着実に数が減っていきます。

手術をすると、ケンカや、繁殖期の鳴き声も減少します。

【繁殖制限によって】

- ① 猫の出産がなくなり、「野良猫」が徐々に減少していきます。
- ② 発情期の鳴き声、ケンカが少なくなります。
- ③ 尿の臭いがうすくなります。

(2) 近接地域から猫が集まらないようにしましょう！

エサやりのルールを決めることによって、エサの散乱が改善され、生活環境の悪化を防ぐことができます。

置きエサは厳禁です。エサを何時間も置きっぱなしにすると、臭いにつられて近接地域から猫が集まります。そうすると、新たな猫が居ついてしまい、いくら手術しても追いつきません。

【エサやりは】

- ① 元々地域にいる手術済（または手術予定）の猫だけに
- ② 毎日同じ時間
- ③ 必要最低限の量を与えるようにし
- ④ 猫の食後はすぐに皿を片付け、周囲を清掃します。

他からやってきた猫には、元々いた地域にエサ場がありますから、エサを与えてはいけません。

(3) フン尿被害が減るようにしましょう！

猫用トイレを設置することによってフン尿の被害が少なくなります。

猫用トイレを設置し、プランターに園芸用の土を入れ、猫のフンと「またたび」を混ぜるだけで猫用トイレになります。猫用トイレの数は、地域内に多いほど効果が上がります。

これらの活動を「地域猫活動」といい、このような取組を行うことで、苦情が減り、住民トラブルを防ぐ一つ的手段となります。「地域猫活動」をきっかけとして、地域のコミュニケーションが活発になることも期待されます。

5 地域猫活動は、地域猫活動団体・地域住民・行政の三者協働で

地域猫活動は、猫好きの人だけで行う活動ではありません。あくまで「地域住民」が主体となって行う活動です。直接活動に参加できなくても、取組の内容を知り、活動を見守るなど、活動に賛同し、地域ぐるみで関わっていく意識が大切です。

地域猫活動団体、地域住民、行政の三者で連携してすすめていきましょう。

また、地域猫活動の実践者として、最も望ましいのが活動地域に住む人です。

猫の問題を地域全体で話し合う場合、互いに知り合った間柄であれば話もスムーズに進むのではないのでしょうか？（他の地域に住む人が実践者となることを否定するものではありません。）

・それぞれの役割

（１）地域猫活動団体（地域住民・ボランティア）

地域猫活動の取組は、グループなど団体で活動してください。

団体の中では、役割分担をしてください。（エサの係、フン尿やごみの始末の係、不妊・去勢手術のための猫の捕獲係）

- ① 地域における話し合いにより、理解と協力を得られるようなコーディネート
- ② エサや、エサやりの場所、猫トイレの設置や掃除などの管理
- ③ 猫の個体識別、不妊・去勢手術のための捕獲、動物病院への搬送
- ④ 地域猫活動の意義や方法を理解して協力を得るため普及啓発を行います。
- ⑤ 新しい猫の飼い主探しを行います。

（２）行政区・隣組、地域住民

地域猫活動の実践者が行う活動への協力、エサやり場の提供・仲介など、地域猫活動を行っていくための支援をしてください。

地域住民に地域猫活動の周知啓発を支援してください。

- ① 地域において、理解と協力を得られるよう、話し合いの機会を作る
- ② エサの場所、猫トイレの場所の提供・仲介等

(3) 行政（市・県）

地域猫活動を実施する上で必要となる経費の助成をします。（南相馬地域猫活動事業補助金交付要綱に沿った手続き方法の説明）

地域猫活動の具体的な進め方の周知及びチラシ作成への支援を行います。

- ① ノウハウの提供を行います。（猫の捕獲や手術に関すること、地域猫活動の具体的な進め方の周知や指導）（市・県）
- ② 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費、給餌費、トイレ設置費等の地域猫活動を実施する上で必要となる経費を助成します。（南相馬市地域猫活動事業補助金交付要綱に沿った手続き）（市）
- ③ 猫の飼育に関する正しい知識とマナー・モラルについての向上啓発を行います。（市・県）
- ④ 地域猫活動に対する理解や協力を得るため広報紙での広報、チラシの作成への支援を行います。（市）
- ⑤ 新しい猫の飼い主探しの手伝いをします。（市・県）
- ⑥ 地域猫活動を行うためにトラップゲージ（捕獲器）などの備品の貸出しを行います。（市）

6 地域猫として野良猫の管理

地域猫の世話をする人の基本的な心構えは、猫の飼い主の場合と同じですが、地域猫の世話をする場合は、「かわいそう」と思う気持ちで無責任にエサを与えることによって、結果的にその地域の猫の頭数が増え、近隣トラブルや苦情の原因になることが多く、猫自体が嫌がられる存在となってしまうことがありますので、以下のことに留意しましょう。

(1) 地域住民の理解を得ましょう。

野良猫が地域猫として、その地域で生活するためには、地域住民の理解が不可欠です。活動の趣旨や内容、世話をしている猫について地域住民への説明や率先して市内の美化活動に取り組むなどして地域の理解を得ましょう。また、一人では負担が大きく活動が大変です。できるだけ仲間を集めて役割を分担しながら長く活動することが大切です。

(2) 不妊・去勢手術をしましょう。

野良猫の繁殖を抑え、数を減らしていくことを目的に、捕獲(Trap)し、不妊・去勢手術(Neuter)を施します。手術の時に手術済みの印である耳先カット（耳先カットとは、手術した地域猫のしるしです。右耳はオス、左耳はメスです。これを「さくら猫」と呼んでいます。）を行い、その後は元の場所に戻します(Return)。このよう

な活動をその頭文字を取って「TNR活動」とよびます。不妊・去勢手術をすることで、これ以上猫の数が増えないようになり、発情期の鳴き声や尿スプレーなどが減少します。

(3) エサやりのマナーを徹底しましょう。

エサは、管理する猫に限定して、決まった時間に適切な量を与え、食べ終わったらその場で片付けましょう。置きエサは不衛生のうえ、他の地域から猫が流入する原因となります。エサ場の周囲は常に清潔が保たれるよう配慮しましょう。

(4) 猫用トイレを設置しましょう。

土地の所有者又は管理者の承諾を得た場所にトイレを設置します。

トイレの場所は、あまり目立たず雨を避けられる乾いた所で、エサ場から少し離れた他者に対して迷惑にならない場所が適当です。砂地ややわらかい土がトイレとなります。地域の方々に協力していただき、適切な場所にトイレを設置しましょう。

また、定期的にトイレを確認し、フン尿をしていたら速やかに処理・清掃して、周辺環境の保全に努めます。周辺環境の保全に努めることにより、地域猫活動が受け入れられる要因となります。

(5) 新しい飼い主を探しましょう。

地域猫活動としてのエサやりは、緊急的、一時的な方法であることを理解し、猫を屋内で飼養してもらえる新しい飼い主を探しましょう。

7 地域猫活動の流れ

地域猫活動の大まかな流れは、以下のとおりです。

(1) 活動団体・グループの結成

周辺で野良猫のことを気にかけている人や、多くの経験を積んでいるボランティア活動をしている方々などを募りましょう。

- ① 地域住民が中心となり、代表者を決める。
- ② 必要に応じ、県・市・動物愛護ボランティアなどの協力を求める。

(2) 地域の理解を得る

説明会の開催や回覧板、掲示板などで活動を周知します。他の地域からの捨て猫を防止するためにも地域で活動を行っていることをお知らせし、理解と協力を求めることが重要です。

- ① 猫が苦手な方や活動に反対の方と十分な話し合いのうえ、理解と合意を得てから始める。

(3) 地域の猫の実態把握

地域で何が問題になっているか、どんな対策が必要なのかを整理します。地域にいる猫、性別、エサ場、被害状況などの情報を集め現状を把握しましょう。

- ① 地域にいる外猫を含めた猫の数、分布、エサ場、排せつ場所などを把握し地図を作成する。

(4) 活動のルール作り、予算作り

エサやりの場所や時間、トイレの場所、掃除の方法、グループでの役割分担などについてルールを作成しましょう。

- ① 地域の実態に合った活動ルールを作り、予算計画を立てる。

(5) エサ・トイレの管理

- ① エサやり・トイレの設置は必ず決まった場所で行う。
- ② エサやり場やトイレ周辺の清掃を行い、地域の環境美化に努める。

(6) 野良猫捕獲・不妊去勢手術

野良猫の繁殖を防ぎ、数を減らしていくために対象となる猫を捕獲ゲージ等により捕獲し、不妊・去勢手術を実施します。手術済であることを識別するため、不妊去勢手術した猫の耳にはV字カットを施し、元の場所に返しましょう。

- ① 全ての猫に不妊・去勢手術を行う。
- ② 耳の先端をV字にカットして、不妊・去勢手術済の猫とわかるようにする。

(7) 地域猫の管理とパトロール

あらかじめ地域で決めた活動ルールに従って、エサや排泄の管理を行っていくほか、猫カルテなどで世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。地域猫が人になれてきたら、飼い猫として屋内で飼養されるよう、地域全体で飼い主探しに努めましょう。

- ① 手術済の猫は元の場所に返し、地域活動ルールに従ってエサやトイレの管理を行う。
- ② 捨て猫、猫へのいたずら等を防ぐためにパトロールを行う。
- ③ 地域猫がなれたら、飼い猫として飼育されるように、譲渡先を探す。

(8) 活動報告

活動を行なっていることのお知らせや地域の理解を深める上でも、野良猫の状況や活動の状況を適宜、地域全体に報告しましょう。

- ① 地域猫活動の状況などを広報することで、活動への理解や支援を得るよう努める。

8 野良猫の被害に困っている場合の対処

(1) 野良猫の進入防止対策

敷地内での猫によるフン尿やいたずら被害、子猫の出産などで困っている場合には、まず家の周囲の不用品などを片付け、猫が隠れることができるすき間をなくしましょう。また、猫が敷地内に入らないようにする方法としては、忌避剤を使用する方法（市販の忌避剤、香りの強いハーブなどの植物を植える、木酢液、クレゾール液、ナフタリン、米のとぎ汁など）、物理的に猫が嫌がる構造（砂利、突起状シートを敷くなど）する方法などがあります。

(2) エサになるものへの対策

地域に野良猫が居着くには、いくつかの要因があります。最も重要な要因は野良猫のエサとなるものが、その地域にあることです。エサがなければ野良猫は生きていけないので、どのようにしてエサとなるものを得ているか確認する必要があります。

9 飼い猫の適正飼育

(1) 終生飼養を行なうこと。

終生飼養とは、最期を看取るまで飼うことをいいます。最も基本的で最も重大な飼い主の責任です。どうしても飼うことができなくなった場合は、責任をもって新しい飼い主を探しましょう。

また、飼い始めた猫を途中で捨てることは、動物愛護管理法違反になり、重罰が規定されています。

(2) 屋内飼養を行うこと。

猫は屋内だけでも環境を整えてあげれば幸せに暮らすことができます。

屋内で飼うことにより、猫が交通事故や迷子になるおそれなくなるほか、他の猫とのケンカによるケガや感染症を防止できます。また、鳴き声やフン尿などで近所に迷惑をかけることもありません。

(3) 不妊・去勢手術を行うこと。

猫は生後約半年で妊娠が可能になるといわれています。手術を施されていない野良猫や外猫から子猫が生まれ、繁殖すると、フン尿や鳴き声による苦情の原因や、多頭飼育崩壊にもつながります。不妊・去勢手術を行うことで、望まない繁殖による不幸な子猫が増えることを防ぐことができます。

(4) トイレのしつけを行なうこと。

トイレのしつけがされていない外猫は、公共の場所や他人の敷地に排せつして迷惑をかけます。猫は自分のフン尿を一定の場所に埋める習性があるので、市販のトイレ砂などにマタタビなどを仕込んだ猫用トイレを、自宅に設置することで簡単にトイレのしつけができます。

(5) 飼い主の明示を行うこと。

猫が迷子になるのを防止するために、迷子札など飼い主の身元が分かるものを装着することが重要です。さらに、マイクロチップ(※)を装着することで、迷子札が外れた時や災害発生時に保護された場合でも、確実に飼い主を特定することができます。なお、迷子札には、飼い主の名前と連絡先を明記しましょう。

※ マイクロチップとは？

動物の個体識別装置で、直径2mm、長さ8～12 mm円筒形の電子標識器具です。動物病院等で、注射器より少し太い専用の注入器(インジェクター)を使って猫の皮下に埋め込みます。痛みは普通の注射と同じくらいといわれており、麻酔等は必要ありません。チップには世界共通の15桁の数字が記録されており、この番号を専用の読取機(リーダー)で読み取ることで、猫の個体識別が可能になります。



令和元年6月、犬や猫に所有者の情報を記録したマイクロチップ装着を義務付ける改正動物愛護法が成立しました。登録された犬や猫を購入した飼い主には、情報変更の届け出が義務付けられません。既に飼養されている犬や猫の装着は努力義務ですが、マイクロチップを装着することで、迷子になった犬猫の特定が可能となり、また、遺棄抑制につながるといわれています。他にも、生後56日以内の犬猫の販売禁止や動物虐待に対する罰金強化も行われました。

(6) 正しい知識を持つこと。

猫の習性などを知ることで猫の行動を理解することができます。例えば、猫は爪の手入れやマーキング、気分転換などの目的で爪をとぎます。猫のお気に入りの爪とぎグッズを自宅に用意しましょう。

(7) 健康管理に気をつけること。

食欲、動作、排せつ物などに異常がないかを日頃から注意しましょう。異常が見つかったら早めに獣医師に相談しましょう。猫は、感染症や生活習慣病などさまざまな病気にかかるので、定期的な健康管理やワクチン接種など感染症予防、ノミ・ダニの予防などの健康管理は、獣医師と相談して適切に実施しましょう。

10 豆辞典：猫の本能・習性

(1) 繁殖

メスは生後約半年で繁殖能力を備えます。年に2～3回妊娠し、1回に3～5匹出産します。

オスは生後6か月程度で発情するようになり、メスの発情に誘われて発情します。生後18か月ころから放浪、ケンカ、尿を壁などに吹き付ける尿スプレーが顕著となります。

(2) 社会生活

猫は、一般的に単独で生活し、一定の広さの縄張りを持ちます。縄張りは、他の猫と重複することがありますが、同じ場所であっても時間帯等で住み分けなどを行っています。

エサとなるものが少なければ広い縄張りが必要になりますが、エサとなるものが多ければ縄張りは狭くても問題ないため、屋内だけで飼育しても猫がストレスを感じることはありません。

(3) 行動範囲

外猫の場合は主に飼い主の家とその周辺の庭程度、内猫の場合は飼い主の家が行動範囲となります。また、メスや去勢されたオスの行動範囲は小規模で狭くなると言われていますが、去勢していないオスは、移動距離が500m～1km（去勢済は250m～500m）あり、発情期には近くにメスがいないとメスのいるところまで遠距離の移動をすることがあります。

(4) マーキング行動

猫が汗や尿などを環境中に残す行動で、自分の存在を他の猫に知らせる意味を持ちます。これにより猫は縄張りを主張したり、交配相手を探したりすることができます。

(5) 爪とぎ

猫の特徴的な行動で、常に伸びる爪を適当な間隔で研ぐだけでなく、生活圏に爪痕を残す視覚的マーキングと足の裏から出る汗を残す臭覚的マーキングを同時に行う役割があります。

(6) 尿スプレー

縄張りを主張する時や不安を感じた時などに尾を上げて柱などに尿を噴射する行動です。オスは去勢手術をすることで、この尿スプレーを抑制することができます。

(7) 擦り付け

顔や脇腹を擦り付ける行動で、人に対しては安心や親愛の情を示していると考えられており、猫同士で擦り付けるのはコミュニケーションのひとつと考えられています。

(8) 鳴き声

子猫が母猫に甘えたり、訴えたりする鳴き声、母猫が子猫を呼び寄せたりする泣き声、発情期の誘い合うような鳴き声など、猫同士のコミュニケーションの手段として使われているほか、警戒や威嚇、闘争の鳴き声などがあります。

(9) 夜行性

猫は本来、夜行性の動物で、闇夜でもよく目が見えます。そのため夜間に活動が活発化しますが、夜間ずっと活動しているわけではなく、夜間問わず寝たり起きたりの生活をしています。

(10) グルーミング（毛づくろい）

全身を舐めたり、前肢で顔を洗ったりする行動で、皮脂線を刺激して毛に防水性を保たせることや、暑い時の体温調整など健康を保つための基本行動です。過度なグルーミングは強いストレスを感じている可能性があり、不十分なグルーミングは病気等の異常がある可能性があります。

(11) 排せつ

花壇などのやわらかい砂地や土に排せつすることを好む傾向があり、排せつ物を埋めて隠す習性があります。また、排せつ物を決める習性があるため、特定の場所に排せつするようしつけることができますが、清潔にしておかないと、汚れた砂などを嫌って他の場所で排せつしてしまうことがあります。

(12) 寿命

屋内飼育の猫の平均寿命は、ペットフードの改良や動物病院受診率の上昇など飼育環境の向上により年々伸びており、約 15 年程度といわれています。なかには、20 年以上も生きた猫もいます。ただし、野良猫の寿命は、一般的には 4～5 年といわれています。

(13) その他

気まぐれ、気まま、自尊心が強いという性質があるため、飼い主の言いなりになりにくいものです。繊細で急な環境の変化を嫌います。

